

岡山市災害見舞金等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、非常災害の発生に際し、災害の被災者に対して災害見舞金、弔慰金及び障害見舞金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、被害を受けた者の援護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める「災害」とは、震災、風水害等の自然災害並びに火災及び爆発をいう。

(対象被害)

第3条 この要綱に定める災害見舞金等は、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物が災害により、全焼、全壊、流失若しくは半焼、半壊、床上浸水したとき又は居住者が死亡若しくは1か月以上の負傷をしたときに支給する。

(被害の認定)

第4条 被害程度の認定は、次の区分による。

- (1) 全焼、全壊及び流失とは、住家の全部若しくは延床面積の70パーセント以上が焼失、損壊若しくは流失した場合、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50パーセント以上に達した場合をいう。
- (2) 半焼及び半壊とは、住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満が焼失若しくは損壊した場合、又は住家の主要構造部の被害額が、その時価の20パーセント以上50パーセント未満の場合をいう。
- (3) 床上浸水とは、洪水や高潮等により浸水し、その水位が、住家の床より上に達した場合をいう。
- (4) 死亡者とは当該被害が原因で死亡（当該発生の日から起算して90日以内に死亡した場合を含む。）し、又は死亡したと推定される者をいう。
- (5) 負傷者とは、当該火災が原因で負傷（災害が直接の原因による疾病を含む。）し、医師の診断により1か月以上の治療を受ける必要のある者をいう。

(世帯の認定)

第5条 世帯の認定については、同一の住居に居住し、生計を一にしている生活単位をもって1世帯とする。

2 学校、工場等の寄宿舎、寮その他これに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営み各個人の生計の独立性が認められないものについては「準世帯」とする。

(災害見舞金等の額)

第6条 第3条に定める被害を受けたときは、被害程度により次に掲げる区分に応じて災害見舞金等を支給する。

(1) 災害見舞金

ア 全焼、全壊、流失

(ア) 準世帯	1人	10,000円
(イ) 世帯に属する者が1人の世帯	1世帯	30,000円
(ウ) 世帯に属する者が2人又は3人の世帯	1世帯	40,000円
(エ) 世帯に属する者が4人以上の世帯	1世帯	50,000円

イ 半焼、半壊

(ア) 準世帯	1 人	5,000円
(イ) 世帯に属する者が 1 人の世帯	1 世帯	15,000円
(ウ) 世帯に属する者が 2 人又は 3 人の世帯	1 世帯	20,000円
(エ) 世帯に属する者が 4 人以上の世帯	1 世帯	30,000円
ウ 床上浸水		
(ア) 準世帯	1 人	5,000円
(イ) 準世帯以外の世帯	1 世帯	15,000円

(2) 弔慰金

ア 死亡者が死亡当時においてその死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	1 人	120,000円
イ その他の場合	1 人	60,000円
ウ 準世帯に属する者が死亡した場合	1 人	25,000円

(3) 障害見舞金

ア 準世帯に属する者	1 人	15,000円
イ 準世帯以外の世帯に属する者	1 人	30,000円

2 前項第 1 号ア、イに該当する場合において、世帯に属する者の人数については、当該災害により死亡した人数を除いた世帯人員の区分に応じ、災害見舞金を支給する。

ただし、前項第 1 号ア、イ及び第 3 号に該当し、災害見舞金及び障害見舞金の支給を受けた後において当該災害が直接の原因となり死亡した場合は、前項第 2 号の弔慰金を合わせて支給する。

(支給の方法)

第 7 条 この災害見舞金等は、災害を受けた世帯の世帯主又は当該世帯主に受領の委任を受けた者に支給する。ただし、世帯主が死亡し、又は世帯全員が死亡したときは、その葬祭を行う者若しくはその者に受領を委任された者に支給する。

(支給の制限)

第 8 条 当該災害が被災者又は受給資格者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、災害見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(委任)

第 9 条 この要綱の施行に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。